予算項目	原水及び浄水費－賃借料
委託番号	

課　長	課長補佐	係　長	主任監督員	監督員	設計者	技術管理者

設　計　書

年　度	平成25年度	作成年月日	平成25年 2月　日	履行期間	着　手　平成25年 4月 1日 完　了　平成30年 3月31日
賃借名	仁井田浄水場電話設備賃貸借				
賃借位置	秋田市仁井田字新中島221－2			契約者	
設計金額	金　　円也				

費　用　内　訳				業　務　概　要	
		設計額（円）	契約額（円）	秋田市上下水道局仁井田浄水場の電話設備を設置し、平成25年4月1日より	
	業務価格			平成30年3月31日まで賃貸借するものです。	
	消費税等相当額				
	業務賃借料				
	支給品価格				
	消費税等相当額				
				主任監督員（職名）氏名	
	業務賃借料			監　督　員（職名）氏名	
設計額に対する契約額の比率			（　　／　　）　×　100%		

秋　田　市　上　下　水　道　局

本　工　事　内　訳　表

工　種	種　別	細　目	単 位	数 量	単 価	金　額	摘　要
業　務　原　価	直　接　業　務　費	仁井田浄水場	式	1			明細書1号
	計						
業　務　価　格			式	1			
消 費 税 相 当 額							
業　務　賃　借　料							

秋　田　市　上　下　水　道　局

明　細　書（第１号）

直　接　業　務　費

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
電話交換機設置		月	60			
計						

秋　田　市　上　下　水　道　局

特　記　仕　様　書

仁井田浄水場電話設備賃貸借

平成２５年度

秋田市上下水道局

仁井田浄水場電話設備賃貸借仕様書

本仕様書は、平成２５年度に設置する電話設備の仕様（電気通信事業法に適合したもの）に規定する。

なお、電話設備設置に関する条件・仕様等については以下のとおりとする。

１　設置場所

秋田市仁井田字新中島２２１－２（仁井田浄水場構内）

２　賃貸借期間

平成２５年４月１日から平成３０年３月３１日まで（６０ヶ月）

３　設備内容および機能等

（１）　構内電話交換機装置および周辺機器の新設をすること。

（２）　新設機器の搬入据付および調整、試験をすること。

（３）　既存配線を有効利用すること。

（４）　設置した機器などの保守を行うこと。

４　交換機仕様

（１）　電話交換機仕様

ａ）交換方式

①制御方式	蓄積プログラム方式
②通話路方式	時分割ＰＣＭ方式
③制御ＣＰＵ	３２bitＣＰＵ以上
④冗長方式	一重化方式
⑤局線応答方式	個別着信方式、ＰＢＸダイヤルイン方式
	追加ダイヤルイン方式
	局線対応内線接続(ＤＩＬ)方式
	付加番号ダイヤルイン(ＤＩＤ)方式
	ＩＮＳネットダイヤルイン方式
	着サブアドレス呼出方式

ｂ）トラフィック条件

内線１回線当たりの最繁時における標準発着信呼量は５．４HCS以上

ｃ）電源条件

①入力電圧	ＡＣ１００Ｖ±１０Ｖ
②周波数	５０Ｈｚ
③蓄電池	停電補償３時間以上（フルバックアップ）

ｄ）ダイヤル条件

①ダイヤル速度　１０±０．８又は２０±１．６

②ＰＢ信号　　０から９、＊、＃

③ＩＮＤＮ通信プロトコル（Ｑ．９３１プ）

ｅ）環境条件

①環境　　温度５～３５℃　湿度４５～８５％ＲＨ

②運転　　連続運転　自然空冷式

ｆ）内線路線条件

①一般内線　　ループ抵抗　６００Ω以下

②多機能内線　ループ抵抗　　４０Ω以下

ｇ）サービスクラス

超特甲、特甲、準特甲、甲、準甲、乙のサービスクラスが電話機ごとに設定

ｈ）番号計画

内線の番号構成（桁数）は下記のとおりとする。

種　別	桁　数	番　号
内線番号	１～４桁	０～９、＃、＊
特殊機能番号	１～４桁	０～９、＃、＊
局線発信		０
局線発信		保留ボタン、フッキング

ｉ）システム構成

種　別	実　装	容　量	備　考
☆局線関連			
・アナログ回線	3	8	
・ＩＮＳ１５００回線			
・市内音声専用線			
☆内線関連			
・多機能電話機	１９	３２	
・一般電話機	２１	２４	
・コードレスホン	1		

（２） 多機能電話機

ａ）液晶ディスプレイ（表示可能）

ｂ）フレキシブルボタンが１２個以上を有すること。

ｃ）音量（着信音量・受話音量）を調整できること。

ｄ）保留、スピーカを有すること。

ｅ）代理応答が可能なこと。

ｅ）発着信履歴表示が可能なこと。

（３） 一般電話機

ａ）ＤＯおよびＰＢ信号を送信できること。

ｂ）着信音量を調整できること。

（４） その他機能

ａ）停電時のバックアップ回線としてアナログ回線が利用可能なこと。

ｂ）交換機装置のデータ設定および変更はＰＣかつ多機能電話機で設定可能なこと。

ｃ）将来的な拡張として外線１４４回線、電話機４８０台までの増設が可能なこと。

ｄ）外線からの着信呼を他の拠点へ転送可能なこと。

５ その他

以下の経費については、契約金額に含まれるものとする。

（１） 機器取付およびそれに係わるすべての作業経費

（２） 既設取り外し機器の撤去および処分に係る経費

（３） 保守費用（交換物品等を除く）

６ 据付内容

（１） 据付内容

ａ）本電話交換機および周辺機器設置、電話機設置に伴う配線作業を行うこと。

ｂ）初期データの設定を行うこと。

ｃ）取付機器の電源が必要な場合は必要電源を確保すること。

（２） 作業時間

指定した期間および時間内での作業を実施すること。やむなく変更する際は事前に許可を得ること。

（３） 施工中の安全確保および環境保全について

施工に際し公衆公害の防止、施工中の安全確保および環境保全のための関係法の記述に従うほか以下の項目に留意すること。

ａ）高所作業における落下・転落防止

ｂ）作業場における酸欠状態および有毒ガス等の発生防止

（４） 発生材

発生材は廃棄物の処理および清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設へ適切に処分すること。

7　関係書類の作成および提出

（１） 納入機器仕様書の一覧表

（２） 取扱説明書

（３） 試験成績表

8　検査合格について

試験成績書に基づき規定の動作確認後、合格とする。

9　保守

（１） 設備の故障時には、すみやかに復旧対応することとし、正常に作動するための修理費、調整費は契約金額に含まれるものとする。

ただし、委託者の故意もしくは過失によって修理または調整の必要が生じた場合の修理費、調整費は委託者の負担とする。

（２） 受託者は整備が総務省の関係諸法令規則（電気事業法等）に定められた義務を遂行するため保守管理を行うものとし、費用は契約金額に含まれるものとする。

10　この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ実施するものとする。